

大幅な株式分割等が行われた銘柄に関する株式等振替制度に係る手数料に関する規則の特例

制定 平成 20 年 8 月 15 日

(目的)

第 1 条 この特例は、大幅な株式分割等が行われた銘柄に関し、株式等振替制度に係る手数料に関する規則(以下「規則」という。)の特例を定める。

(用語)

第 2 条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 分割比率 株式の分割において、分割後の発行済株式の総数を分割前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。
- (2) 割当比率 株式無償割当てにおいて、割当て後の発行済株式の総数を割当て前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。
- (3) 併合比率 株式の併合において、併合後の発行済株式の総数を併合前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。
- (4) 単元株式数の変更比率 単元株式数の変更において、変更前の単元株式数を変更後の単元株式数で除して得た数をいう。
- (5) 分割等による調整率 平成 13 年 10 月 1 日以降行われた株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又は単元株式数の変更(金融商品取引所に上場(日本証券業協会が証券取引法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 65 号)による改正前の証券取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 67 条第 2 項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日前における同協会への登録を含む。)される前に行われたものを除く。)について、それぞれ行われる都度算出された分割比率、割当比率、併合比率又は単元株式数の変更比率をそれぞれ乗じて得た数をいう。
- (6) 特例銘柄 分割等による調整率が 10 以上である株式の銘柄をいう。

(口座管理手数料の算出方法)

第 3 条 規則別表に定める口座管理手数料の算出に際しての特例銘柄に係る口座残高は、10 を分割等による調整率で除して得た数を乗じて算出するものとする。

(分割等による調整率の変更日)

第4条 新たに分割等が行われた場合の調整率の変更は、当該分割等の効力発生日に行うこととする。

#### 附 則

この特例は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）附則第1条本文に規定する同法施行の日から施行する。